

## 船橋市再犯防止推進計画庁内検討委員会設置要綱

### (設置)

第1条 再犯の防止等の推進に関する法律（平成28年法律第104号）第8条第1項に規定する地方再犯防止推進計画（以下「計画」という。）を検討するため、船橋市再犯防止推進計画庁内検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

### (所掌事項)

第2条 委員会の所掌事項は、次のとおりとする。

- (1) 計画の検討及び調整に関すること。
- (2) その他計画に係る必要な事項に関すること。

### (組織)

第3条 委員会は、別表に掲げる者をもって組織する。

- 2 委員会に委員長及び副委員長を置く。
- 3 委員長は、健康福祉局長をもって充てる。
- 4 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 5 副委員長は、福祉サービス部長をもって充てる。
- 6 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

### (会議)

第4条 委員会の会議は、委員長が委員の全員又は一部を招集し、議長となって議事の進行及び整理を行う。

- 2 委員長は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、意見又は説明を聴くことができる。
- 3 委員は、やむを得ない事情により会議に出席できないときは、代理者を出席させることができる。

### (庶務)

第5条 委員会の庶務は、健康福祉局福祉サービス部福祉政策課が行う。

### (その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営について必要な事項は、別に定める。

## 附 則

この要綱は、令和5年5月1日から施行する。

別表

委員長	健康福祉局長	
副委員長	福祉サービス部長	
委員	企画財政部	企画財政部長、政策企画課長
	総務部	総務部長、職員課長、人事課長
	市民生活部	市民生活部長、市民協働課長
	福祉サービス部	福祉政策課長、地域福祉課長、障害福祉課長、生活支援課長
	高齢者福祉部	高齢者福祉部長、高齢者福祉課長、地域包括ケア推進課長
	健康部	健康部長、地域保健課長
	保健所	保健所理事、保健総務課長
	こども家庭部	こども家庭部長、こども家庭支援課長、児童相談所開設準備課長、療育支援課長
	経済部	経済部長、商工振興課長
	建築部	建築部長、住宅政策課長
	学校教育部	学校教育部長、指導課長、総合教育センター所長
	生涯学習部	生涯学習部長、青少年課長、青少年センター所長